

陸上自衛隊仕様書	
宿 舎 借 上	仕 様 書 番 号
	教訓研本教－6
	作 成 令和 6 年 3 月 1 9 日
	変 更 令和 年 月 日
作成部隊等名 教育訓練研究本部教育部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部が実施する現地教育において使用する宿舎借上及び食事の提供について規定する。

1.2 一般的事項

契約の相手方は、食品衛生法及び同施行令に基づく営業許可を受け、かつ、同法による各検査に合格している飲食店、営業者が衛生的に調理加工し、製造された飲食物を提供する。

なお、この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

2 宿舎借上に関する要求

2.1 品名、規格、場所、期間、単位及び数量

品名、規格、場所、期間、単位及び数量は、表1による。

表1－品名、規格、場所、期間、単位及び数量

品名	規格	場所	期間	単位	数量	備考
シングル	バス・トイレ付	那覇市 (西原イン ター近傍)	令和6年6月10日 ～令和6年6月14日	人泊	1	1名 4泊
シングル	バス・トイレ付		令和6年6月10日 ～令和6年6月12日	人泊	1	1名 2泊
シングル	バス・トイレ付		令和6年6月11日 ～令和6年6月12日	人泊	1	1名 1泊
シングル	バス・トイレ付		令和6年6月11日 ～令和6年6月14日	人泊	18	18名 3泊

2.2 宿泊施設

宿泊施設は、宿泊人員を1施設に収容でき、かつ、宿泊人員が一時的に収容できる場所を有すること。細部は、官との調整による。

2.3 喫食場所

宿泊人員が喫食時間内に十分な間隔を確保して喫食できる場所を有すること。

細部は官側との調整による。

2.4 停車場

停車場は、宿泊施設の敷地内又は徒歩可能な近傍の場所において、他の車両の通行を妨げず、人員の乗り降り及び荷物の積み下ろしの為に車両2両（マイクロバス、中型トラック）が停車できること。

3 食事の提供に関する要求

3.1 品名、規格、場所、期間、単位、数量など

品名、規格、場所、期間、単位、数量などは、表1による。

表1—品名、規格、場所、期間、単位、数量など

品名	規格	場所	期間	単位	数量	喫食場所 納入場所	喫食時間 納入期限
朝食	定食又は バイキング	那覇市 (西原イン ター近傍)	6月11日	食	2	喫食場所 宿泊施設内 又は 近傍施設	喫食時間 0630 ～ 0800
			6月12日	食	21		
			6月13日	食	19		
			6月14日	食	19		
		計			食	61	
昼食	弁当又は おにぎり及び副食 茶(ペットボトル)	那覇市 (西原イン ター近傍)	6月11日	食	2	納入場所 宿泊施設内 又は 近傍施設	納入期限 0730
			6月12日	食	22		
			6月13日	食	20		
			6月14日	食	20		
		計			食	64	
夕食	定食又は バイキング	那覇市 (西原イン ター近傍)	6月10日	食	2	喫食場所 宿泊施設内 又は 近傍施設	喫食時間 1800 ～ 1900
			6月11日	食	21		
			6月12日	食	19		
			6月13日	食	19		
		計			食	61	

3.2 献立

献立は、次による。

- 朝食及び夕食は、通常の営業において提供される一般客同様の献立であること。
- 昼食は、保冷の処置を講ずるとともに、個人携行に便利な使い捨て容器の弁当であること。
- 一人一日当たりの定量及び栄養摂取量は、一般成人男子の値を目安とすること。

3.3 朝食及び夕食の喫食場所

朝食及び夕食の喫食場所は、宿泊施設内又は近傍において、全員が一堂に食事ができること。

3.4 昼食の納入場所

昼食の納入は、宿泊施設とする。やむを得ず宿泊施設での納入が困難な場合は、納入期限、保冷処置も含め官側との調整による。

3.5 昼食の弁当ガラ等

昼食の弁当ガラ等は、宿泊施設への持ち込みとする。但し、6月14日分は、官側で持ち帰る。細部は、官側との調整による。

4 品質保証

検査は、契約担当官等が定める検査実施要領による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

入札又は見積に参加するものは、宿泊施設名、場所、部屋等の概要を適宜の様式により、指定された期日までに契約担当官等に申請し、承認を得るものとする。

5.2 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

5.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。